

議案第60号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年9月22日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「職員の育児休業等に関する条例」および「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」の日単位での取得が可能となることから、規定整備を行う。

令和7年9月22日
学 校 職 員 課

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
および幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正対象

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

2 改正概要

区議会第2回定例会において「職員の育児休業等に関する条例」および「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が改正されたため、令和7年10月より、子育てに関する休暇制度の拡充が行われる。これにより「育児部分休業」と「子育て部分休暇」に関して、従来の時間単位での取得に加え、1年につき10日相当の範囲内での取得も可能となるため、期末・勤勉手当計算にかかる欠勤等日数算定の取り扱いについて、規則の内容整理を行う。

現行	改正後
1日につき2時間を超えない範囲内で請求	次のいずれかを請求 ① 1日につき2時間を超えない範囲内で請求 ② 1年度につき10日相当の範囲内で請求 (1日単位の取得も可)

3 改正詳細（欠勤等日数算定の取り扱いについて）

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

第5条関係

・第1項

「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」が日単位での取得についても可能になることに伴い、第12号、第13号にそれぞれを加える改正

・第5項 第1項の改正に伴う文言整理

- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

第5条関係

・第1項、第5項 上記期末手当に関する規則と同様

・第6項、第7項

第5項の適用の可否に係る30日要件について、第6項では日単位及び時間単位で取得できる休暇・休業、第7項では時間単位のみで取得できる休暇・休業の取扱いを規定しており、本改正により「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」の規定を第6項に加え、第7項から削除する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「もって1日（第10号及び第11号）」を「もって1日（第10号から第13号まで）」に、「第15号」を「第17号」に、「（1日（第10号及び第11号）」を「（1日（第10号から第13号まで）」に改め、同項中第18号を第20号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）

をしている職員として在職した期間

- (13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第5条第5項中「勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を「子育て部分休暇」に、「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第6項中「介護休暇」の次に「、育児部分休業又は子育て部分休暇」を加え、「、日」を「、それぞれ日」に改め、「育児短時間勤務職員等として在職した期間」の次に「において介護休暇により勤務しない期間」を、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間」の次に「において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間」を加え、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業」を「、介護時間」に、「それぞれ7時間45分」を「7時間45分」に改め、「において介護時間により勤務しない時間」及び「において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間」を削り、「それぞれ合計した」を「合計した」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分を<u>もって1日(第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第17号に掲げる期間にあつては2日とする。)</u>として換算した日数<u>(1日(第10号から第13号までに掲げる期間にあつては、3分の2日)未滿の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)</u>を合計した日数とする。 (1)～(11) (略) <u>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。))をしている職員として在職した期間</u> <u>(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))により勤務しない期間</u> <u>(14)～(20) (略)</u> 2～4 (略) 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)若しくは<u>子育て部分休暇</u>により	(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分を<u>もって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。)</u>として換算した日数<u>(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日)未滿の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)</u>を合計した日数とする。 (1)～(11) (略) <u>(12)～(18) (略)</u> 2～4 (略) 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)若しくは<u>勤務時間条例第18条の</u>

改正後	改正前
勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<u>育児部分休業</u>により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	<u>3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）</u>により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）</u>により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、<u>育児部分休業又は子育て部分休暇</u>により勤務しない期間については、<u>それぞれ日</u>を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間<u>において介護休暇により勤務しない期間</u>にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間<u>において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間</u>にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を<u>それぞれ合計した時間を勤務時間条例</u>第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用	6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、<u>日</u>を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を<u>合計した時間を勤務時間条例</u>第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

改正後	改正前
しない。 7 第5項の規定は、<u>介護時間</u>により勤務しない時間については、<u>7時間45分</u>をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては当該勤務しない時間を<u>合計した</u>時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 <u>附則</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u>	7 第5項の規定は、<u>介護時間、子育て部分休暇又は部分休業</u>により勤務しない時間については、<u>それぞれ7時間45分</u>をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間<u>において介護時間により勤務しない時間</u>にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間<u>において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間</u>にあっては当該勤務しない時間を<u>それぞれ合計した</u>時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 特人委給第 350 号
令和 7 年 9 月 12 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

幼稚園教育職員に関する規則の一部改正
に伴う承認申請について（回答）

令和 7 年 9 月 9 日付 7 世教職第 476 号により承認申請のあった規則案について、承認します。